

## 政治参加と選挙

### 政治参加のさまざまな方法

政治参加には、選挙のほか、請願や陳情、ロビイング、署名活動、集会・討論会への参加、デモへの参加などの方法もある。また、地方自治の場合は住民投票などに参加することもある。近年では、情報公開制度を活用して政治の内情を調べ、よりよい政治を求める活動も行われている。

### 民主政治と選挙制度

間接民主制（議会制民主主義）では、選挙によって選ばれた代表者たちが決定を行う。近代以降の選挙では、成年であればだれでも選挙権をもつ普通選挙、一票の価値が平等な平等選挙、だれに投票したかを秘密にできる秘密選挙、有権者が自分で直接投票できる直接選挙という四つを原則としている。日本では、2015年に選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられた（18歳選挙権）。

選挙制度にはさまざまなものがあるが、選挙区定数の違いによって区別することが多い。一つの選挙区から一人の議員を選出するが小選挙区制である。二人以上を選出する場合は大選挙区制とよばれる。一人を選出する小選挙区制では、二大政党制になりやすく、選挙が政権選択という性格をもちやすいといわれる。しかし、少数意見の反映は難しく、少数派の票は当選に結びつかない死票となりがちである。各政党の得票数に応じて議席を配分する比例代表制は、一つの選挙区から二人以上の議員を選出することから大選挙区制の一種と考えられる。比例代表制では、小政党や新政党も議席を獲得しやすく、連立政権が成立しやすい。そのため、この選挙制度は、多様な意見や少数意見を反映しやすいが、小党分立と政権の不安定を招く可能性があるといわれる。

5

10

15

20

### 日本の選挙制度と課題

日本の衆議院議員選挙は、長い間、一つの選挙区から複数の議員を選出する大選挙区制（日本では中選挙区制とよんだ）を採用していた。しかし、1994年に小選挙区と11ブロックを単位とする比例代表制とを組み合わせた小選挙区比例代表並立制が導入された。政党に所属する候補者が小選挙区と比例代表制との両方に立候補できる重複立候補制度も導入された。この選挙制度改革によって、候補者中心の選挙から政党中心の選挙になることが期待された。

参議院議員選挙では、原則として都道府県を単位とする選挙区制と、全國を単位とする比例代表制が採用されている。比例代表制は非拘束名簿式を基本とするが、2019年から特定枠を設けられる拘束名簿式も導入された。国会議員や地方公共団体の首長や議員の選挙は、公職選挙法にもとづいて行われる。選挙が正しく行われるように実際に事務を担当するのは選挙管理委員会である。

完全な選挙というものはなく、さまざまな課題がある。選挙制度については、小選挙区と比例代表制の並立やそれへの定数配分をどうみるかについて、さまざまな見解がある。平等選挙の原則からは、「一票の格差」も問題である。裁判所からは違憲判決や違憲状態とする判決が何度もだされており、立法府の対応が求められる。さらに、投票率の低下への対応も課題である。その極端な低下は、間接民主制自体への疑いにもつながるからである。そのため、期日前投票制度の導入やインターネットでの選挙運動の解禁などの対応も行われている。日本では戸別訪問は禁止されているが、諸外国のように認めるべきとする意見もある。